

西日本 豪雨災害

2018年7月の西日本を中心とした記録的な豪雨は、愛媛県内各地で土砂崩れ、河川の氾濫などにより甚大な被害をもたらしました。愛媛県土地家屋調査士会は、西日本豪雨災害対策本部を設置し、大洲市部、宇和島支部を中心に全会員の安否確認を実施、被災地の自治体や関係団体との連絡、協議に対応しました。また、災害時における家屋被害認定調査に関する協定に基づき、宇和島市において現地調査を実施しました。

西日本に停滞する梅雨前線と台風の影響が重なったことによりまとまった雨が降り続いたもので、7月5～8日の4日間で、7月の1ヶ月間過去平均雨量を大きく上回るものとなりました。4日間雨量は宇和 539.5mm（7月平均雨量 267.3mm）、今治 442.0mm（同 167.1mm）、八幡浜 397.0mm（同 213.5mm）、宇和島 374.0mm（同 237.2mm）、松山 361.5mm（同 191.6mm）など。

県内の住家被害状況は、全壊 632 棟、半壊・破損 3304 棟、浸水 3052 棟。このほか土砂災害 997 箇所、河川被害 433 箇所、港湾海岸被害 30 箇所など、過去に類を見ない大規模豪雨災害となりました。（愛媛県HPより 平成30年10月5日時点）

西日本 豪雨災害

平成 30 年 7 月豪雨への対応

7/8	平成30年7月西日本豪雨災害対策本部(仮)を設置 大洲支部及び宇和島支部を中心に被害状況を確認 各支部長に連絡を行い、各支部の被害状況の確認を依頼 全会員(緊急メール含む)に被害確認の連絡 池田司法書士会会長に今後の両会の協力体制について確認
7/9	平成30年7月豪雨災害対策本部を設置 被災地域の全会員の安否確認 大洲市内の会員へ支援物資の搬入
7/10	宇和島市より、当会との災害時における家屋被害認定調査に関する協定にもとづき、 家屋被害認定調査の協力要請の申出
7/11	松山市より、当会との災害時における家屋被害認定調査に関する協定にもとづき、 家屋被害認定調査の協力要請の申出。 宇和島市より、上記協力要請について、正式に依頼文書が送付 第1回平成30年7月豪雨災害対策本部会議を開催
7/12~13	松山市、宇和島市と家屋被害認定調査に関する打合せ
7/13	全会員及び住家等被害認定調査講習修了会員へ家屋被害認定調査等への協力依頼の送付
7/14	日本司法書士会連合会及び愛媛県司法書士会視察に山本会長が同行
7/19	宇和島市及び愛媛県不動産鑑定士協会と打合せ
7/20	第2回平成30年7月豪雨災害対策本部会議を開催
7/23	西予市役所と大洲市役所に災害状況の確認
7/25	松山市より、被災家屋の調査件数が少数で、市職員で対応可能だったため、 家屋被害認定調査の正式な協力要請は行わない旨の連絡
7/26	平成30年7月豪雨災害対策本部のメンバーが、 災害時における家屋被害認定調査に関する研修を受講
7/27	全会員へ家屋被害認定調査等への協力依頼を送付 日調連より、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨」に係る 現地対策本部運営費(100万円)が交付される。

西日本 豪雨災害

7/28	宇和島市及び不動産鑑定士と打合せ
7/30	宇和島市において家屋被害認定調査を行った後、市役所職員及び不動産鑑定士と打合せ
7/31	南予地区の被災状況確認と復旧復興にむけた対応協議会(南予連絡協議会)の開催
8/4~5	災害時における家屋被害認定調査に関する研修会の開催
8/7	理事会組織員各位へ書面による理事会決議(家屋被害認定調査従事者への人件費及び旅費交通費等の支給)を求め、全会一致で承認
8/8	宇和島市において家屋被害認定調査のプレ調査を実施 家屋被害認定調査に関する保険の申請
8/18~23	り災証明について市民からの相談の補助の実施(87件)
8/21	宇和島市より、一部損壊(床下浸水等)の住宅にも再建や補修など被災者生活再建支援の助成を行うことが決定されたことに伴い、新たに市内全域を対象に床下浸水を中心とした被害認定調査の協力要請
8/23	宇和島市と家屋被害認定(床下浸水)調査の打合せ
8/27~29	宇和島市において家屋被害認定(床下浸水)の実施
8/30	県下の会員へ宇和島市での家屋被害認定調査に関する中間報告を送付 家屋被害認定調査:75棟、り災証明相談補助:87件
9/5	宇和島市より家屋被害認定調査の協力要請
9/26~27	宇和島市において家屋被害認定調査の実施
10/25	宇和島市日振島において家屋被害認定調査の実施
11/8	宇和島市において家屋被害認定調査の実施
12/9	愛媛県司法書士会及び早稲田大学院法務研究科山野目章夫教授による 現地視察(宇和島市吉田町)に、山本会長が同行
12/11	宇和島市津島町において市民からの申出による家屋被害認定再調査の実施

西日本 豪雨災害

「平成30年7月豪雨」家屋被害認定調査について

宇和島支部副支部長 渡 邊 幸 治

平成30年7月豪雨により被害に遭われた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の認定調査は、宇和島市より愛媛県土地家屋調査士会に対して「災害時における家屋被害認定調査に関する協定書」に基づき7月11日付協力要請があり実施いたしました。

本会は被害認定調査に関して7月28日から8月29日の間、約75棟の調査に関与し、また、吉田支所において開設している罹災証明の相談窓口において、8月18日から23日までの間、87件の相談補助に対応していただきました。

一般の災害が激甚災害に指定されたことにより、被災者生活再建支援法の適用外であった「一部損壊（床下浸水等）」の住宅にも再建や補修など被災者生活再建支援の助成を行うことが、愛媛県において決定され、それに伴い、急遽、宇和島市より、新たに市内全域を対象とした床下浸水を中心とした被害認定調査の協力要請があり、宇和島支部、大洲支部、そして松山支部の会員を中心に対応していただきました。

8月27日から11月間の計8日に行われた被害認定実地調査件数は168件

調査に協力していただいた延べ会員数は宇和島支部35名・大洲支部4名・松山支部9名です。

協力していただいた宇和島支部会員、遠方から早朝早出にもかかわらず協力いただきました大洲支部・松山支部の皆様にご挨拶申し上げます。

調査内容

家屋被害認定調査では出来る限り3人で1班を作り、宇和島支部会員を班長とし、大洲支部・松山支部会員にサポートしていただき調査しました。

調査において心がけたことは次の通りです。

1. 班長は調査前に1班に約10件程に振分けられた調査対象の家屋を効率よく調査するために順番を決める。（被災範囲が広い道路の状況を把握する班長が順番を決める）
2. 現地では被災に遭われた家主との対応に細心の注意を払い（まれに被災者の中には役所の対応に不満を持たれ、調査している我々を市の職員と勘違いする方がいた）、班長が家主とコミュニケーションを取り、サポートが家屋について水跡を注意深く調査した。
3. 9月初旬から行った調査では被災から2か月経っており、家屋の清掃が行われ水跡を見つけ辛い場合があった。（エアコンの室外機の中や、プロパンガスのボンベに水跡が残っている場合もある）
4. 調査の内容についての最終判断は市役所が行うので必要以上の会話や情報は伝えない。（家主から調査員が『そう言っていた。』等の苦情がないように）
5. 調査した内容は市役所の職員が分かりやすいように平面図のスケッチを丁寧に書き、写真撮影は調査対象の表紙、家屋全体写真を時計回り、水位測定場所の順番で行った。（調査初日から宇和島市と協議し、いつ、誰が見ても一目瞭然の調査内容になるよう。調査員によって調査のバラつきが無いように）

